

# 石狩市高齢者保健福祉計画

(平成30年度～令和5年度)

## 第8期介護保険事業計画

(令和3年度～令和5年度)

### 令和3年度(中間)進捗状況の確認

#### 目次

高齢者保健福祉計画の施策の体系.....	1～2 P
高齢者保健福祉計画の進捗状況の確認.....	3～14 P
1. 介護予防の推進.....	3 P
2. 総合事業の推進.....	4 P
3. 生活支援体制整備事業の推進.....	5 P
4. 認知症高齢者への対策.....	6 P
5. 権利擁護の推進.....	7 P
6. 在宅医療と介護連携の推進.....	8 P
7. 地域包括支援センターの機能拡充.....	9 P
8. 生活支援サービスの充実.....	10 P
9. 生きがいづくり・社会参加の促進.....	11 P
10. 介護サービスの充実.....	12 P
11. 多様な福祉人材の確保・育成.....	13 P
12. 住み続けるための暮らしの環境整備.....	14 P
被保険者数、要支援・要介護認定者数、サービス量等の確認.....	15 P
計画の推進を図るために.....	16 P

令和3年12月

石狩市保健福祉部高齢者支援課

# 高齢者保健福祉計画の施策の体系

注：下記の【主要施策】に●がついているものは、介護保険法第117条第2項第3号の施策（被保険者の地域における自立した日常生活の支援、要介護状態等となることの予防又は要介護状態等の軽減若しくは悪化の防止及び介護給付等に要する費用の適正化に関し、市町村が取り組むべき施策）に関する事項。

## 【基本理念】

住み慣れたいしかりで健康で生き活きと  
安心して暮らせるまちづくり

## 【主要施策】

- 1. 介護予防の推進
- 2. 総合事業の推進
- 3. 生活支援体制整備事業の推進
- 4. 認知症高齢者への対策
5. 権利擁護の推進
- 6. 在宅医療と介護連携の推進
- 7. 地域包括支援センターの機能拡充
8. 生活支援サービスの充実
- 9. 生きがいくくり・社会参加の促進
- 10. 介護サービスの充実
11. 多様な福祉人材の確保・育成
12. 住み続けるための暮らしの環境整備

## 【具体的な施策】

- ① 介護予防に関する啓発情報提供の推進
- ② 介護予防に資する集いの場の充実
- ③ 介護予防サポーターの養成

- ① 訪問型・通所型サービスの促進
- ② 地域リハビリテーション活動支援事業の推進

- ① 生活支援コーディネーターの配置
- ② 協議体の設置
- ③ 介護予防活動等情報の集約、発信

- ① 認知症の理解を深めるための普及・啓発
- ② 認知症の容態に応じた適時・適切な医療・介護等の提供
- ③ 認知症の人の介護者への支援
- ④ 認知症の人が暮らしやすい安全な地域づくりの推進

- ① 成年後見制度の理解促進と適切な運用、市民後見人養成の継続
- ② 高齢者虐待の予防と早期発見及び早期対応、養護者支援
- ③ 消費者被害の早期発見と関係機関との連携

- ① 切れ目のない在宅医療・介護連携の推進

- ① 多様な総合相談を受け地域ぐるみで支援する体制の強化
- ② 自立支援に資するケアマネジメントの推進

- ① 在宅生活を支える福祉サービスの提供

- ① 高齢者の生きがい対策の推進
- ② 社会参加の促進
- ③ 子ども世代や障がい者等との交流促進
- ④ 住民グループ支援事業の実施

- ① 介護保険サービス量の確保と質の向上
- ② 介護給付適正化の促進
- ③ 保健福祉制度や介護保険制度に関する情報提供の促進
- ④ 事業継続への支援

- ① 介護支援専門員や介護福祉関係職種の確保と資質の向上
- ② 福祉人材拡充のための養成研修等の開催
- ③ 基準緩和サービス従事者の養成
- ④ 介護の仕事の魅力向上

- ① 高齢者にやさしい住環境の充実
- ② 除雪サービスの充実
- ③ 買い物支援の促進・高齢者の交通対策
- ④ 地域見守りネットワーク事業の促進

## 高齢者保健福祉計画の進捗状況の確認

### 1. 介護予防の推進

介護が必要となる原因のうち、認知症や脳血管疾患などは生活習慣病の予防が重要とされています。一方で、高齢による衰弱や骨折・転倒、関節疾患など筋力・体力の低下により介護が必要となるものも多く存在することは、高齢期において、健康づくりに加えて介護予防が必要であることを示しています。

生き生きと健康に生活できる期間をできるだけ延ばすために、「心身機能」のみならず、「活動」や「参加」のそれぞれの要素にバランス良く働きかけ、介護予防を推進します。

- ① 介護予防に関する啓発情報提供の推進      ② 介護予防に資する集いの充実  
③ 介護予防サポーターの養成

#### 目標値

No.	目標値	基準値 (2017/H29)	基準値 (2020/R2)	2021/R3 (中間)
1 ②	介護予防事業延参加者数：11,000人	9,990	3,968	中間時点未集計
	住民主体の通いの場：30ヶ所	19	23	19
1 ③	介護予防サポーター登録者数：136人	88	107	107

#### 自己評価 3 普通 (①3 ②3 ③3)

- 5段階評価（悪い-まあ悪い-普通-まあ良い-良い）を具体的な施策毎に行い、その平均を主要施策の評価とする。以下の自己評価も同様とします。

#### 取組状況と課題への対応等

- コロナ禍で介護予防事業があまりできなかったことから、介護予防事業の登録者へフレイル予防の冊子を配布しました。
- 介護予防事業は、身体機能維持等が主な目的のため会場に集まる手法が主であり、オンライン手法はなかなかとれず、コロナ禍では事業中止が多かったですが、家でも行える運動冊子の送付や浜益区では屋外で体操を実施し、また、会場が使用できる期間には感染対策をしながら実施しました。
- 令和2年度から生活支援コーディネーターが高齢者ふれあいサロン事業全体を把握し申請までサポートすることで、サロン全体のコーディネートやサロンの維持・増加に寄与できるような仕組みとしています。サロンを実施している団体はコロナ禍で減っていますが、引き続き、コロナ禍でも実施可能な手法等のアドバイスを介護予防サポーターとともに行うなど、サロンが継続できるよう支援しています。
- コロナ禍であり上半期では介護予防サポーター養成講座は開催できませんでした。介護予防サポーターのメンバーが考えた介護予防のレクをお元気塾などの介護予防事業の場等で実施しました。

## 2. 総合事業の推進

平成29年4月から開始した介護予防・日常生活支援総合事業（総合事業）について、制度の定着を図るとともに、地域の実情やニーズに合わせて対象者の弾力的な運用や各サービスの整備を進めます。

### ① 訪問型・通所型サービスの促進 ② 地域リハビリテーション活動支援事業の推進

#### 目標値

No.	目標値	基準値（2017/H29）	基準値（2020/R2）	2021/R3（中間）
2 ②	地域ケア会議：延12人	8	4	0
	通いの場（リハ職の参加した通いの場）：30ヶ所	0	0	0

#### 自己評価 3 普通（①3 ②3）

#### 取組状況と課題への対応等

- 総合事業において基準緩和型サービスを創設していますが、利用者が選択しない状況が見受けられます。令和2年度より1回あたりの自己負担額を250円から200円とし、また、引き続き、地域包括支援センターに基準緩和型サービスの利用促進の協力依頼を行っています。下半期は、どうしたら利用増を見込めるか、地域包括支援センターにヒアリングを実施します。

基準緩和型サービスの理解と利用が促進されることにより、介護のプロがより高度な業務ができる環境となり、介護人材確保の側面もあることから、引き続き制度の周知と利用促進に取り組めます。

- 自立支援や地域における介護予防の取組を機能強化するために、地域ケア会議や住民主体の通いの場等の事業にリハビリテーション専門職が参画する予定でしたが、コロナ禍で多くの事業が中止され、参画できませんでした。

下半期に向けては、オンラインでの参画を検討しており、引き続きリハビリテーション専門職の参画による自立支援や介護予防の取組の機能強化を図ります。

### 3. 生活支援体制整備事業の推進

地域住民、社会福祉協議会、事業所など多様な主体と連携を図り、高齢者等の生活支援や介護予防活動等を充実し、互いに助け合い、支え合うことのできる生活支援体制の整備を進めます。

- |                   |          |
|-------------------|----------|
| ① 生活支援コーディネーターの配置 | ② 協議体の設置 |
| ③ 介護予防活動等情報の集約、発信 |          |

#### 目標値

No.	目標値	基準値 (2017/H29)	基準値 (2020/R2)	2021/R3 (中間)
3 ①	通いの場マップ掲載箇所：180ヶ所	96	151	151
3 ②	第1層協議体：1ヶ所	1	1	1
	第2層協議体：4ヶ所	0	1	1
3 ③	拠点1ヶ所整備（ICT活用を含む）	0	0	0

**自己評価** 3.3 普通～まあ良い (①4 ②3 ③3)

#### 取組状況と課題への対応等

- 生活支援コーディネーターの配置（平成29年度より5名体制で配置。）により、生活支援や介護予防に資する社会資源情報及び社会参加に資する各種情報等の情報収集を主に行うとともに、その情報を地域資源のマップを更新し提供しています。この取組を進め、徐々に、その情報やマッチング等を一元的に提供する拠点の整備（主要施策3③。）につなげます。

コロナ禍で地域資源の掘り起こし、連携等ができない状況でしたが、生活支援コーディネーターはこれまで培われた繋がりが途切れないう状況を把握し、再開チェックリストによる活動再開支援やアドバイスを行うとともに、地域へ提案を行い、LINE 講座、手洗い講座、地域版赤まる便り（脳トレのプリントを月2回、顔が見えるよう直接配布する。）を行いました。また、生活支援コーディネーターが通いの場の利用者の窓口となり「高齢者の健康と生きがいを守るお出かけ支援事業」（有償ボランティアによる通いの場への送迎事業。）を実施しました。

下半期に向けては、通いの場の再開支援のため、通いの場の主催者向けの研修会を検討します。

- 高齢者を地域で支えるための定期的な話し合いの場としては、市全体の第1層協議体及び日常生活圏域（現在は、石狩、厚田、浜益の3地域）の第2層協議体により構成する想定です。第1層協議体は既に平成29年9月に設置し、第2層協議体は浜益区に平成30年5月に設置しました。他の地区においては実りの有る協議体となるよう、引き続き、各地域の動向を把握し、各地域にあった仕組みづくりの検討を行います。

#### 4. 認知症高齢者への対策

認知症は、在宅生活が困難化する大きな要因ともなっており、要介護認定申請理由の最多を占めています。認知症になっても、可能な限り自宅または自宅に近い環境で生活できるよう、認知症の進行に応じた支援体制を強化するなど、認知症施策推進大綱を踏まえた共生と予防の推進を図ります。

- ① 認知症の理解を深めるための普及・啓発
- ② 認知症の容態に応じた適時・適切な医療・介護等の提供
- ③ 認知症の人の介護者への支援
- ④ 認知症の人が暮らしやすい安全な地域づくりの推進

#### 目標値

No.	目標値	基準値 (2017/H29)	基準値 (2020/R2)	2021/R3 (中間)
4 ①	認知症サポーター養成講座受講者数：累計5,000人	3,463	4,189	4,206
	認知症カフェ数：増加（箇所数）	2	3	3
4 ④	認知症に関する調査：3年に1回（回数）	0	0	0
	認知症ケア・施策に関する質的变化アンケート：改善（「認知症の人の居場所や社会参加の場所が増えた」で「そう思う」及び「どちらかといえば思う」の％）	74	19	-
	徘徊見守りSOSネットワークサポート機関数：増加	73	83	115

**自己評価** 2.75 まあ悪い～普通（①3 ②3 ③2 ④3）

#### 取組状況と課題への対応等

- ・認知症サポーター養成講座は、3回（市民講座2回、郵便局（オンライン）1回。）実施できました。ステップアップ講座は下期に実施し、同講座実施後、チームオレンジを立ち上げます。また、市が認証する認知症カフェ“みなカフェ”は1カ所新規、1カ所廃止し、設置数は変わらず、開催はゼロでした。注文を間違えるレストラン（啓発、活動の場の充実）も開催はゼロでしたが今後に向け1件実施の申請があります。
- ・認知症初期集中支援チームの活動はありませんでしたが、引き続き体制充実を図ります。
- ・介護者への支援・相談の場となっているカフェ等が休止し、地域包括支援センターによる総合相談で個別に対応していますが、コミュニティ機能が停止状態であることから、コロナ収束後の再開を目指したいと考えています。
- ・徘徊見守りSOSネットワークについては、サービス付き高齢者住宅への周知や認知症サポーター養成講座を郵便局に行った際に周知を行い、増加となりました。引き続き、認知症への理解や認知症の人が暮らしやすい地域づくりのため、徘徊見守りSOSネットワークの周知のほか、チームオレンジを中心に介護者や家族の支援等に向けた体制等の充実を図ります。
- ・市民向けの認知症に関する調査は令和4年度に実施できるよう準備を進め、事業者向けの認知症ケア・施策に関する質的变化アンケートは下半期に実施予定です。

## 5. 権利擁護の推進

高齢者が認知症などの理由で判断能力が不十分になることがあります。それに伴い金銭管理や契約行為に支障が出たり、消費者被害や高齢者虐待などの権利侵害を受けることのないよう、必要な支援体制の整備と関係機関との連携を行います。

- ① 成年後見制度の理解促進と適切な運用、市民後見人養成の継続
- ② 高齢者虐待の予防と早期発見及び早期対応、養護者支援
- ③ 消費者被害の早期発見と関係機関との連携

### 目標値

No.	目標値	基準値 (2017/H29)	基準値 (2020/R2)	2021/R3 (中間)
5 ①	市民後見人養成講座：3年に1回	1	0	0
	権利擁護連携会議：年3回	2	1	0
5 ②	研修会等の開催：3年に1回		0	0

**自己評価** 3.3 普通～まあ良い (①3 ②4 ③3)

### 取組状況と課題への対応等

- ・成年後見制度の周知は、YouTubeや市広報等で引き続き行います。
- ・市民後見人養成講座については、平成29年度に1回開催しており、以降3年毎に1回の開催を想定しています。上半期実施予定でしたが、令和2年度同様コロナ禍により中止しました。担い手確保のため講座の実施が急務であるため、下半期にはDVDを活用し弁護士等を講師に迎え、通信講座型で実施します。
- ・関係者の資質向上や連携を図るための権利擁護連携会議は実施できませんでしたが、下半期に実施予定です。
- ・中核機関の設置へ向けては、事務的な体制整備を図りつつ、既存のネットワークを活用し地域連携ネットワーク体制の整備を進めることができるよう、次年度に向けて取り組みを進めます。
- ・平成30年度末に実施した事業所向けの高齢者虐待実態把握調査のポイントを踏まえ、事業者向けに講座を準備していましたが、コロナ禍で難しいことから、虐待の定義や事業所と市の対応の流れが寸劇等で理解できる内容のDVDを作成しました。事業所に理解を深めてもらい早期発見、対応につながるよう、下半期にリーフレットと合わせこのDVDを配布します。なお、養護者向けの研修会等の開催はできていませんが、今後、実施できるように検討を進めます。

## 6. 在宅医療と介護連携の推進

医療ニーズ及び介護ニーズを併せ持つ高齢者の増加が見込まれることから、様々な局面において、医療・介護関係団体が連携し、多職種協働により在宅医療・介護を一体的に提供できる体制構築を目指します。

### ① 切れ目のない在宅医療・介護連携の推進

#### 目標値

No.	目標値	基準値 (2017/H29)	基準値 (2020/R2)	2021/R3 (中間)
6 ①	研修等の実施：年6回		0	1

**自己評価** 2 まあ悪い (①2)

#### 取組状況と課題への対応等

- ・医療側とケアマネージャーの連携が図られ、何らかの困り感がある方が総合相談につながり、必要な介護等のサービスにつながるよう、コロナ禍で十分ではないですが、地域包括支援センターの周知を行いました。
- ・研修等は、地域ケア会議において看取りをテーマに1回行いました。コロナ禍で厳しい状況ですが、引き続き、医療系専門職と、ケアマネージャーなどの福祉職の実務レベルでの連携が進むよう取り進めます。

## 7. 地域包括支援センターの機能拡充

介護や認知症など高齢者の相談窓口・地域包括ケア推進の拠点である地域包括支援センターの機能を拡充し、高齢者が住み慣れた地域で尊厳あるその人らしい自立した生活を継続できるよう、地域住民も含めた多職種と協働で支援体制の充実を図ります。

- ① 多様な総合相談を受け地域ぐるみで支援する体制の強化
- ② 自立支援に資するケアマネジメントの推進

### 目標値

No.	目標値	基準値 (2017/H29)	基準値 (2020/R2)	2021/R3 (中間)
7 ①	地域包括支援センターを知っている人の割合：上昇 (%)		48.6	-

**自己評価** 3 普通 (①4 ②2)

### 取組状況と課題への対応等

- ・令和3年4月に花川中央地域包括支援センターが新たに設置され、相談体制や引継ぎなど順調に行われました。また、市広報、介護事業所、民生委員児童委員連合協議会、消防警察医療等の関係機関への周知や、町内会への挨拶等、合計5カ所となった地域包括支援センターはそれぞれの地域で周知、連携を図りました。
- ・目標値の地域包括支援センターを知っている人の割合は、次期計画策定に向けた「介護予防・日常生活圏域ニーズ調査」(3年に1回実施予定。)で調査予定であることから、今年度の実施は予定していません。
- ・自立支援型地域ケア会議の参集範囲は、充実したものとなっていると認識していません。しかし、コロナ禍により上半期は実施できませんでした。下半期に向けては、初任者研修的な要素も含め、新規のプラン作成時に自立につながるような事例をテーマとするなど、ケアマネジメントの資質向上を図ります。
- ・地域課題の共有による体制の充実強化に向けて、地域ケア会議(個別ケース検討会)を8回行いました。下半期には地域ケア会議(仮)地域課題検討会を新たに設置し、地域課題の方向性を明確化し、地域ケア推進会議で対応に向けた検討を行う予定です。組織体制を整理し、引き続き、効果的な支援が図られるよう取り組みます。

## 8. 生活支援サービスの充実

高齢者が安心して在宅生活を送れるよう福祉サービスの提供に努めるとともに、サービスを必要とする方が利用できるよう普及・促進にむけた情報提供を関係機関とともに取り組みます。

### ① 在宅生活を支える福祉サービスの提供

#### 目標値

No.	目標値	基準値 (2017/H29)	基準値 (2020/R2)	2021/R3 (中間)
8 ①	緊急通報システムの利用者：累計100世帯		75	73

#### 自己評価 3 普通 (①3)

#### 取組状況と課題への対応等

- ・ 高齢者の在宅生活を支える事業（寝たきり高齢者等ふとんクリーニングサービス、寝たきり高齢者等紙おむつ給付サービス、寝たきり高齢者等理容サービス、寝たきり高齢者等外出支援サービス、配食サービス、訪問サービス、見つけて君サービス、緊急通報サービス）を実施しています。これらのサービスでは、コロナ禍の影響はそれ程ないと認識しています。引き続き、介護認定時のパンフレット配布により、ケアマネージャーや利用者への周知のほか、保健福祉ガイドブックや広報等で周知を図ります。
- ・ SOSネットワークの模擬訓練を9月に高岡地区、花川地区で行う中で、参集したケアマネージャーへ見つけて君サービスの周知を行いました。また、緊急通報システムについては、おひとり暮らし等安心登録サービス事業(令和3年10月より実施。)の広報周知と合わせて、安否確認事業として周知を行いました。  
おひとり暮らし等安心登録サービス事業は、元気な内に緊急時の連絡先を確保し安心して在宅生活や終活を行えるようにする事業です。警察や消防などは9月に、市広報は10月、以降は民生委員、年末には町内会回覧等で周知予定です。
- ・ 寝たきり高齢者等紙おむつ給付サービスは令和3年度より市町村特別給付で実施しています。寝たきり高齢者等理容サービスの対象地域の拡大について、現在協議を行っています。引き続き、サービスを必要とする人に適切なサービスが行われるよう取り組むとともに、高齢者向けサービス全般的について定期的に検証できるよう取り組みます。

## 9. 生きがいづくり・社会参加の促進

高齢者が地域や社会を構成する一員として生きがいづくり、社会貢献できる場を提供することで、高齢者の日常生活を地域で支える体制の充実・強化を高齢者の社会参加の推進と一体的に図り、関係機関と連携し取り組みます。

- |                     |                 |
|---------------------|-----------------|
| ① 高齢者の生きがい対策の推進     | ② 社会参加の促進       |
| ③ 子ども世代や障がい者等との交流促進 | ④ 住民グループ支援事業の実施 |

### 目標値

No.	目標値	基準値 (2017/H29)	基準値 (2020/R2)	2021/R3 (中間)
9 ②	高齢者障がい者合同スポーツ大会の参加者：増加	458	0 (中止)	0 (中止)
9 ④	(1②内住民主体の通いの場(ふれあいサロン)の実施に同じ。)	(1②に同じ。)		

**自己評価** 2.75 まあ悪い～普通 (①3 ②2 ③2 ④4)

### 取組状況と課題への対応等

- ・高齢者が参加する場合は、地域の自主的な高齢者ふれあいサロン以外にも、文化的なものも含めて官民それぞれが多様に提供していますが、コロナ禍により、多くの場が失われたり縮小せざるを得ない状況でした。高齢者障がい者合同スポーツ大会は令和3年度も中止し、2年連続中止となりました。
- ・このような中、高齢者ふれあいサロンは一部感染対策を徹底し開催、敬老会は令和3年度においても記念品を配布する手法で実施することを可能としました。
- ・令和2年度から生活支援コーディネーターが高齢者ふれあいサロン事業全体を把握し申請までサポートすることで、サロン全体のコーディネートやサロンの維持・増加に寄与できるような仕組みとしています。サロンを実施している団体はコロナ禍で減っていますが、引き続き、コロナ禍でも実施可能な手法等のアドバイスを介護予防サポーターとともに行うなど、サロンが継続できるよう支援しています。(参照：主要施策1②。)

## 10. 介護サービスの充実

高齢者が自立した生活を送るため、在宅から施設介護までを切れ間無くサポートできるよう、適切なサービス量の確保を図ります。また、各事業所のサービスの質の維持・向上に向け介護相談員（介護サービス相談員）による施設等への訪問や介護給付費適正化の促進、災害時等への取り組み支援に努めます。

- ① 介護保険サービス量の確保と質の向上      ② 介護給付適正化の促進  
 ③ 保健福祉制度や介護保険制度に関する情報提供の促進  
 ④ 事業継続への支援

### 目標値

No.	目標値	基準値（2017/H29）	基準値（2020/R2）	2021/R3（中間）
10 ③	講座開催回数：増加	10	2	2
10 ④	事業継続計画を策定している事業所数：増加		9	10

**自己評価** 3 普通（①2 ②4 ③3 ④3）

### 取組状況と課題への対応等

- ・今年度は、石狩市高齢者保健福祉計画の中間見直し及び第8期介護保険事業計画の策定後の初年度となりますが、計画策定時等において浮かび上がった課題が顕著に現れました。特に厚田区において事業所撤退の意向等が明らかになりましたことから、必要な対応を図れるよう、また、特に過疎地域での介護サービスの適切な量と質の確保が図られるよう取り組みます。
- ・介護相談員による介護相談は、コロナ禍で施設等に訪問できない状態である状況が改善されないことから、オンライン面談により行いました。引き続き状況を注視しつつ、事業所の負担が少なくなるよう配慮し行います。
- ・介護給付の適正化については事業所のケアプラン作成段階から適正に進められることが重要なことから、事業所から相談があった時点で確認し、その後もフォローを行うなどの取組を進めています。特に短期入所利用、同居人のいる訪問介護・看護、軽度者福祉用具貸与の確認が大きなポイントと認識しており、北海道第5期介護給付費適正化計画及び本市計画に沿い、引き続き取り組みます。
- ・介護保険制度等に関する情報提供については、介護予防、介護保険制度や高齢者向けサービス等について各種パンフレットや出前講座等で実施しています。出前講座はコロナ禍で開催が難しい中、お口の健康講座を個人宅のサロンで、認知症予防講座を花川中央地域包括支援センターが高齢者クラブに出向いて実施しました。
- ・事業所に業務継続計画の作成と研修が義務付けられ、完全義務化は令和6年度からとなっています。地域密着型事業所に対し厚生労働省の計画作成支援資料を事業所に周知及び調査を行い、結果、昨年度中に作成済が9事業所、上期中に作成した事業所が1事業所ありました。計画が早期に作成され、災害時に対応できるよう、引き続き、定期的な周知や支援等を行います。

### 1.1. 多様な福祉人材の確保・育成

今後深刻化の恐れのある人材不足解消に向けた人材確保策の推進、業務効率化や介護の仕事に対するイメージ向上策など、高齢者を支える人材の確保・育成を関係団体との連携により進めます。

- ① 介護支援専門員や介護福祉関係職種の確保と資質の向上
- ② 福祉人材拡充のための養成研修等の開催
- ③ 基準緩和サービス従事者の養成
- ④ 介護の仕事の魅力向上

#### 目標値

No.	目標値	基準値 (2017/H29)	基準値 (2020/R2)	2021/R3 (中間)
11 ③	訪問A従事者：20人/年（訪問型サービスA従事者研修後の従事者）	16	8	0
11 ④	講座開催回数の拡大（介護の仕事の魅力向上（人材確保）につながる講座等の開催数）	0	1	0

**自己評価** 3 普通 (①3 ②4 ③3 ④2)

#### 取組状況と課題への対応等

- ・ケアマネジメントの向上に資するよう、地域ケア会議（全体、自立支援型）や地域包括支援センターケアマネージャー向け研修のほか、石狩市介護支援専門員連絡会が自主的に研修会を行っていますが、コロナ禍で開催できませんでした。  
地域包括支援センターが居宅介護支援事業所を訪問し実態調査を行い、また、ケアマネージャーが活動しやすい環境づくりのために意見交換会を行いました。この中で、クライアントハラスメント防止に向けた取り組みについても意見交換がありました。これらの意見等を活用し、下半期にクライアントハラスメントに関する居宅介護支援事業所向け研修会、地域包括支援センターケアマネージャー向け研修を行います。
- ・過疎地域の介護保険サービス事業者に対し外国人介護技能実習促進にかかる補助事業を行っていますが、コロナ禍で新規の来日予定の方は未だ見込めない状況です。また、継続して厚田・浜益区の介護保険サービス事業者の人材確保にかかる補助事業も行っており、これらも併せて市のホームページ等で人材確保にかかる周知を行っています。
- ・認知症サポーター養成講座は3回実施できましたが、コロナ禍により、介護予防サポーター養成講座と家事サポート従事者研修は実施できませんでした。下半期には、オンラインでの開催や感染対策を徹底するなどし、できる範囲で実施を検討しており、家事サポート従事者研修はオンライン形式も活用し行います。  
家事サポート従事者研修の修了者は、石狩市の基準緩和型訪問サービスに従事できるものですが、デイサービスなど資格を必要としない介護業務にも従事できます。昨年度より、研修時に、受講者へ事業所の求人情報配布や市内の事業所が講師を行う中で事業所のPRを行うなど、周知及びマッチングを試みています。
- ・コロナ禍により、介護の仕事の魅力向上などの周知啓発の場が多くが失われました。今後は、市内介護事業者等と連携しながら介護人材支援策の検討が行えるように取り組みます。

## 12. 住み続けるための暮らしの環境整備

高齢者が住み慣れた地域で安全・安心に暮らし続けるために必要な住まいや除雪、買い物を含めた移動支援などの環境整備に係る課題について、関係部局と連携して検討を図りながら進めます。

- |                     |             |
|---------------------|-------------|
| ① 高齢者にやさしい住環境の充実    | ② 除雪サービスの充実 |
| ③ 買い物支援の促進・高齢者の交通対策 |             |
| ④ 地域見守りネットワーク事業の促進  |             |

### 目標値

No.	目標値	基準値 (2017/H29)	基準値 (2020/R2)	2021/R3 (中間)
12 ④	参加団体数 (地域見守りネットワーク) : 増加		6	6

**自己評価** 2.75 まあ悪い～普通 (①3 ②3 ③3 ④2)

### 取組状況と課題への対応等

- ・町内会ふれあい雪かきは、令和2年の冬より1世帯当たりの活動費を増額し、除雪サービス従事者の確保を図っています。間口等の除雪サービスは年々利用者が増加しています。市広報での募集などで作業員の確保に努めるとともに、実施事業者の適切な地区割を検討し、効率的な運営を図ります。
- ・介護予防と買い物支援をひとつの事業とした買い物支援型介護予防サロン事業は、移動に伴う車内環境などを考慮し、上半期は実施しませんでした。今後の実施については、コロナ禍の状況を確認しながら判断します。
- ・令和3年度より、移動販売車での商品購入に福祉利用割引券を使用できるようになりましたが、昨年度利用可能とした沿岸バスの特急ましけ号は引き続き運休となっています。住環境等の整備や高齢者の交通対策等については、地域の実情を総合的に勘案し関係部局と連携し検討を行います。
- ・地域見守りネットワークの参加団体数は増加していませんが、引き続き、協定締結団体の増加を図ります。

## 被保険者数、要支援・要介護認定者数、サービス量等の確認

## 石狩市の総人口と高齢化率

	2010 (H22)	2015 (H27)	2018(H30) 推計値	2019(R1) 推計値	2020 (R2)	2025(R7) 推計値	2040(R22) 推計値
総人口	59,449	57,436	56,014	55,541	56,869	52,139	41,384
高齢者数	13,761	17,229	18,531	18,964	19,402	19,589	18,895
前期高齢者数	7,362	9,756	10,147	10,277	8,958	7,880	7,078
後期高齢者数	6,399	7,756	8,384	8,387	10,444	11,709	11,817
高齢化率	23.14%	30.00%	33.08%	34.14%	34.12%	37.57%	45.65%

厚生労働省 地域包括ケア「見える化」システムより。

確定値：総務省「国勢調査」(10月1日現在)、推計値：国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口(平成30(2018)年推計)」(10月1日現在)より。

## 第1号被保険者数

	2010 (H22)	2015 (H27)	2018 (H30)	2019 (R1)	2020 (R2)	2025(R7) 推計値	2040(R22) 推計値
第1号 被保険者数	13,958	17,794	19,218	19,468	19,679	19,771	19,112
前期高齢者数	7,430	10,653	10,587	10,534	10,552	7,956	7,384
後期高齢者数	6,528	7,417	8,631	8,930	9,127	11,815	11,728

厚生労働省 地域包括ケア「見える化」システムより。

確定値：厚生労働省「年報/月報」(各年度3月末現在)、推計値：第8期策定時における将来推計総括表シート5\_保険料推計より。

## 認定者数(第2号被保険者を含む)

	2010 (H22)	2015 (H27)	2018 (H30)	2019 (R1)	2020 (R2)	2025(R7) 推計値	2040(R22) 推計値
認定者数	2,330	2,973	3,112	3,194	3,343	3,879	5,080
要支援1	187	515	548	570	638	706	827
要支援2	308	354	360	397	407	472	559
要介護1	578	770	774	816	839	955	1,214
要介護2	401	443	476	459	466	550	740
要介護3	287	300	297	307	352	415	587
要介護4	301	315	370	377	383	466	699
要介護5	268	276	287	268	258	315	454

厚生労働省 地域包括ケア「見える化」システムより。

確定値：厚生労働省「年報/月報」(各年度3月末現在)、推計値：第8期策定時における将来推計総括表シート1\_推計値サマリより。

## 数値等の分析

- 令和2年度末の数値においては、第1号被保険者数及び認定者数は第7期計画の推計より一定程度の増の傾向が見られます。

## 計画の推進を図るために

---

- ① 庁内における連携の推進
- ② 計画の進行管理
- ③ 広報・PRの充実

**自己評価** 普通

### **取組状況と課題への対応等**

- ・平成30年度よりPDCAを実施。
- ・広報・PRの充実については、特に高齢者にニーズのある施策について、高齢者でもわかりやすく内容を伝達できるよう、引き続き出前講座の活用などを進めます。